

とみおかスイミングスクール 会員規約

Swimmy株式会社(以下「当社」)の会員規約を以下の通り定め、本サービスを利用される方は、本規約を承諾し、遵守いただくことを前提とします。

第1条(定義)

「当施設」

当社が管理・運営するとみおかスイミングスクールの施設等を指します。また、当社が主催するイベントその他の活動において当該活動に使用される施設その他の活動場所で都度当社が定めるものを含みます。

「会員」

本規約に従って入会した個人及び法人をいいます。

「利用者」

有料または無料体験、レッスン参加者をいい、会員外で当施設を利用するものをいいます。

「来館者」

会員または利用者の保護者・付き添い者・介助者・見学者等の表現を問わず、当施設への来館者をいいます。

第2条(適用)

本規約は、当スクールの会員が当スクールを利用するにあたり、当社と全ての会員との間に適用されるものとします。

第3条(運営)

1. 運営の目的

会員及び利用者がスイミング活動を通じて水泳技術の向上と健康増進を図り、豊かな人間性を育むことを目的とします。当スクールは幅広い年齢層に対応した水泳プログラムを提供し、心身の健全な発達と生涯スポーツの習慣形成を支援します。

2. 運営管理

当社は当施設において会員または利用者の安全及び衛生並びに当スクールの適切な運営管理のために、会員または利用者・来館者に対して必要な指示を行うことができ、会員または利用者・来館者はこれに従うものとします。

第4条(会員制)

- 当スクールは会員制とします。
- 会員の施設利用範囲、指導サービス内容、利用料、利用方法については別に定めます。
- 会員は、当スクールによってはその種目の性質上少なからず危険を伴うものであることを認識し、自己の健康管理に努めると共に、自身の体調に応じて適切な施設の利用を行うものとします。

第5条(入会資格)

当スクールへの入会資格を以下の通り定めます。

1. 本規約をご承諾いただける方
2. 当スクールの入会に必要な手続きが不備なく完了している方
3. 医師による運動制限を受けていない、或いは当スクールの利用に問題がないと医師に許可を受けた方
4. 伝染性又は感染症の疾病を有していない方
5. 指定の会費を指定の時期に納めていただける方
6. 当スクールの入会年齢に達している方
7. 入会者及び入会希望者が未成年の場合は保護者や付添人が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、又はその関係者、その他反社会的勢力ではない方
8. 過去に当社のスクールの入会金、事務手数料、月会費、利用料等未払い債務のない方
9. 過去に当社のスクール又は各種イベント、有料無料体験・レッスンその他当社の提供サービスに於いて、利用の停止、または除名処分を受けていない方
10. 過去に入会取消処分を受けていない方
11. 前各号の他、当社が入会適当と判断された方

第6条(入会手続き)

1. 当スクールに入会を希望する者は(以下「入会希望者」といいます)は、当社WEBサイト及び窓口にて提示した会員規約を確認・同意いただいた上で、当スクールの定める所定の申込方法により入会申込を行い、当社が承諾したときに入会したものとします。
2. 入会希望者が未成年の場合、親権者の同意を得た上でお申込みをいただき、親権者は未成年に代わり会員として責任を負うものとします。
3. 入会希望者は、当スクールの定める申込用紙へ記載不備及び虚偽なく正確に申告するものとします。
4. 入会希望者は、入会時に申告した内容について、入会した後に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を当社へ申告するものとします。

第7条(会費等の支払い)

1. 入会希望者は、当スクールの入会時に必要となる費用を当社の定める支払い方法に応じて支払うものとします。
2. 当スクールの定める入会金、年会費、月会費、利用料、指定教材等の金額は当社の判断で変更することができるものとします。また、変更時の告知方法は当社が指定する方法により告知を行うものとします。
3. 入会時にいただいた諸費用は、当スクール利用の有無に関わらず如何なる場合も返金しないものとします。

第8条(入会取消)

当社は、会員が入会手続き後に以下の各号に該当すると判明或いは判断した場合、入会を取り消すことができます。

1. 第5条に定める入会資格に反していることが判明した場合
2. 入会申込に虚偽の申告をしていることが判明した場合

3. 入会申込時に重大な事実を隠匿していたこと判明した場合

第9条(会員資格・会員証)

1. 会員は、会員としての資格、権利等を他の会員又は第三者に譲渡することはできません。
2. 会員は、自らの会員証を第三者に貸与または共有することはできません。
3. 会員は、当施設来館の際には会員証を持参し、必要な入館受付を行うものとします。
4. 当社は入会時に会員証を発行します。会員証が未発行または未配布の場合は、当社が定める暫定的な方法(会員番号の申告、身分証明書の提示等)により本人確認を行うものとします。
5. 会員証紛失時には、速やかに当施設へ申告し、再発行の手続きを行うものとします。また、その際に必要な再発行手数料は会員が負担するものとします。

第10条(禁止事項)

会員又は利用者、来館者は以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

1. 所定の場所以外での飲食
2. 駐車場を含む敷地内での喫煙
3. 酒気を帯びたままでの当スクールの利用及び当施設への立ち入り
4. 許可なく当施設、又は当施設内設備の長時間の独占行為
5. 当施設への危険物の持ち込み
6. 盲導犬、介助犬以外のペットの連れ込み
7. 建物、設備、備品、車両等を毀損又は汚損する行為
8. 賭博行為、勧誘、セールス活動、宗教活動及びその他当該行為に類似する行為及びそのおそれのある行為
9. 当社及び対象者の許可のない写真、ビデオ、携帯その他録音・録画機能付き器機の使用
10. 当社、当社従業員、他の会員又は第三者に対する誹謗中傷、暴力行為又は示威的行動その他一切の迷惑行為
11. 当施設の損壊又はそのおそれのある行為
12. 当社の名誉又は信用を毀損し、又はそのおそれのある行為
13. 公序良俗に反する行為
14. 当社より既に回答があったにも関わらず、同様の意見・要望を繰り返し、当社従業員に対し長時間或いは執拗に説明、回答、面談、連絡等の要求を繰り返し、又は書面による交付を求めるなどの業務妨害行為
15. 本規約に違反する行為

第11条(除名及び利用禁止)

1. 当社は会員又は利用者・来館者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員を除名し、又は施設の利用を禁止することができます。
 1. 第5条の入会資格から逸脱或いは違反していることが判明した場合
 2. 第8条または第10条に定めるいずれかの行為を行った場合
 3. 支払うべき月会費、利用料、年会費、教材料等の費用を滞納した場合
2. 除名及び利用禁止通告は当社が指定する方法により行い、その効力は通告時または送信日から有効とします。会員又は利用者・来館者が虚偽の連絡先を申告していた等の理由により通知が届かなかった場合も、通常に要する期間を以て通達したものとします。

第12条(休会、退会及びプラン変更)

1. 会員が退会を希望する場合、当月10日までに所定の手続きを行うものとします。
2. 会員が休会またはプラン変更を希望する場合、前月28日までに所定の手続きを行うものとします。
3. 休会、退会またはプラン変更の手続きは、当社が指定する方法により行うものとします。
4. 必要な手続きが行われなかった場合には、所属する当スクール利用の有無に関わらず月会費を支払うものとします。
5. 休会の場合、会員資格は維持されますが、月会費の代わりに休会費が発生します。休会費の詳細は別に定めます。
6. 休会期間中も年会費は発生いたします。年会費は入会から1年経過した月に徴収いたします。
7. 休会期間は連続6ヶ月までとし、それを超える場合は原則退会となります。ただし、病気・怪我・妊娠・転勤など特別な事由がある場合はこの限りではありません。

第13条(振替制度)

1. 会員が欠席する場合、別の日に振り替えてレッスンを受けることができます。ただし、振替制度の適用については、会員の種別により異なる場合があります。
2. 振替可能期間、連絡期限、連絡方法等の詳細については別に定めます。
3. 振替手続きは当社が指定する方法にて行うものとします。
4. 無断で休んだ場合、振替分は消滅します。振替した日も事前連絡があれば、振替の変更が可能です。定員の関係で、ご希望に添えない場合があります。

第14条(個人情報)

1. 当社は会員及び利用者から取得した個人情報については、当社の個人情報保護方針に基づき適切に利用・管理します。
2. 当社は、会員及び利用者から取得する個人情報については、以下の目的に利用させていただきます。
 1. 当社からの施設営業等に関する緊急のご連絡
 2. 当社からの重要なお知らせのご連絡
 3. 当社からのキャンペーンやイベント等に関する情報のご案内
 4. 当スクールの皆勤や進級、競技会等における会員の努力成果を称する場合上記以外の目的で個人情報をお伺いする際は、その利用目的を都度お知らせいたします。
3. 個人情報の管理について当社はご提供いただいた個人情報を適切に管理し、不当なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防予知及び安全対策を講じます。
4. 会員及び利用者は、提供した個人情報に変更がある場合には、速やかに当スクールに通知するものとします。

第15条(施設・スクールの廃止)

1. 当社は自然災害、火災、施設改修もしくは補修その他やむを得ない事由により、当施設及び当スクールの営業を停止する場合があります。
2. 当社は当社の判断により、当社の管理運営する施設を閉店・閉鎖することができます。
3. 当社は当社の判断により、当スクールの営業を廃止することができます。

4. 上記各号において、当社は故意または重大な過失がない限り責任を一切負わないものとします。
5. 当社は上記各号の重要事項については、予め会員に対し告知を行うものとします。

第16条(免責)

1. 当社は、当施設内において、会員・利用者・来館者に生じた疾病・盗難・車両事故等については、一切免責されるものとします。
2. 当社は、当施設内において、会員・利用者・来館者間において発生したトラブル・損害等については、一切免責されるものとし、当該当事者間の責任において解決するものとします。
3. 上記各号に関わらず、当社の故意または重大な過失によって会員に損害が生じた場合には、当社はその責任を免責されるものではありません。尚、当社の過失により会員・利用者・来館者に生じた損害は、当社の付保する保険の範囲に限定されるものとします。

第17条(規約の改定)

1. 当社は、会員・利用者の事前の承諾を得ることなく本規約を改定することができ、会員・利用者は予めこれに同意するものとします。
2. 当社は本規約を改定した場合は、当社が指定する合理的な方法により通知します。
3. 前項の通知から30日以内に会員が書面またはメールその他当社が指定する方法により異議を申し出ない場合は、改定された規約に同意したものとみなします。
4. 前項により異議を申し出た会員については、当社は当該会員との契約を解除することができるものとします。
5. 本会則の改定・変更の効力は、全ての会員・利用者・来館者に及ぶものとします。

第18条(合意管轄)

本規約に関して紛争が生じた場合は、当社本社機能を有する所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

第19条(細則)

本規約に定めのない事項及び必要な事項は別途細則に定めるものとします。

第20条(附則)

1. 2025年5月1日をもって、本規約の初版を適用するものとします。
2. 2025年7月13日をもって、本規約の改定版を適用するものとします。

2025年7月13日
Swimmy株式会社
代表取締役 菅原優